

捺印

整理番号	
------	--

記入例

I. 各筆明細

借り手 権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称	借受者 太郎	住所	〒370-3692 〇〇町 大字xx 1234	固定電話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	同意欄 ※自署又は 押印	
					携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
貸し手 権利を設定する者(B)	氏名又は名称	公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 〇〇 〇〇	住所	〒371-0852 前橋市総社町総社2326-2	電話番号	027-251-1220	同意欄 ※自署又は 押印	

権利対象の土地 (C)					(B) に設定する権利 の内容 (D)	(B) から転貸される 権利の内容 (E)	(D) 及び (E) の共通事項 (F)					借賃の 支払方法 (G)	(C) の地域 計画区域 内外の状況 (H)	(E) の権利 設定状況 (再設定) (I)	備考
所在			現況 地目	面積 (㎡)	中間管理権を 設定する者	転貸を 受ける者	始期	存続期間 (終期)	権利の 種類	利用内容	借賃 (円)				
大字	字	地番													
◆◆	〇〇	111	田	1050	貸付者 花子	借受者 太郎	R7.11.1	R17.10.31	賃貸借 使用貸借	水田利用	5000 -	口座引落 物納			

2. 借り手（耕作者）の営農状況(記載を省略する場合は右記省略理由に☑チェックを入れてください) ☐ (H)により記載を省略。 ☐ (I)により記載を省略。 ※太枠は、関係機関の記入欄。

(注) 借手の営農状況欄は、受け手が法人の場合は下記に記入せず、別紙に記入が必要です。

氏名 又は名称	(A)と同様	(A)の農作業に従事する者の配置の状況及び 耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(K)				主たる 経営作物 (L)	世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(M)				主な家畜の飼育状況(N)	農業従事日数	250	日
		市町村	耕作者氏名	住所地等	耕作面積(㎡)		世帯員	農業従事者		雇用労働力 年間延日数				
今回利用権設定面積(J)					農地 採草放牧地	水稻・果樹・ 野菜・養豚・ 養鶏・酪農・ 肉用牛・施設 園芸などを記 入	5 人	農業専従者 ※年間150日以上農業に従事	2 人	日	種類	数量	主な農機具の保有状況(O)	
田	1050㎡			農地	和牛						100 頭	種類	数量	
畑				農地	乳牛						頭	トラクター	2 台	
その他				採草放牧地	豚						頭	コンバイン	1 台	
計	1050㎡				計			その他 ()	田植え機		1 台			
									軽トラック		1 台			

(記載注意等)

(1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別筆とする。

(2) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を() 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる 図面を添付するものとする。

(3) (F) 欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載し、「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例:水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地)を記載する。

「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。物納の場合には、(F) 欄の「権利の種類」に「賃借権」、「借賃」に「米〇〇kg」又は「現金〇〇円」と記載する。

(4) (G) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限(12月)と支払方法(口座)を記載する。物納の場合は、(G) 欄の「借賃の支払方法」に物納と記載する。

(5) (H) 欄の「(C)の地域計画区域内外の状況」は、(C)が地域計画区域内の場合は、(内)、(C)に事後的に権利の設定等を受ける者を位置付ける見込みの場合は(内・予)、(C)が地域計画区域外の場合は(外)と記載する。

(6) (I) 欄の「(E)の権利設定状況(再設定)」は、中間管理事業により期間が空かず継続して権利設定する場合又は、中間管理事業により、期間が空いて再度権利設定する場合は(再)と記載する。その他の場合は(－)を記載する。

(7) 2. 借り手(耕作者)の営農状況の記載を省略する場合は該当する省略理由に☑チェックを入れる。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)第12条3項)

(機構関連基盤整備事業についての説明)

機構が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

(物納についての説明)

(1) 物納は主食用米または現金による直接支払いとする。

(2) 物納の引き渡しについては、権利を設定する者(公益財団法人群馬県農業公社)を介せず転賃を受ける者(農地耕作者)自らの責任により、毎年12月12日までに直接、中間管理権を設定する者(土地所有者)に対して行う。

(3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者(土地所有者)と転賃を受ける者(農地耕作者)が責任をもって協議し解決する。

(4) 転賃を受ける者(農地耕作者)とやむを得ず権利を解除する場合は、中間管理権を設定する者(土地所有者)との権利も解除する。